

「元気な俣野っ子」を育む学校づくりのための基本方針
(藤沢市立俣野小学校いじめ防止対策基本方針)

平成30年4月1日改定

1. いじめの定義と本校のいじめに対する基本的な姿勢

いじめとは、子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいう。（藤沢市子どもをいじめから守る条例第2条）

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。（平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では「いじめを許さない・見過ごさない体制づくりに努める」ことを基本姿勢とする、「元気な俣野っ子」を育む学校づくりのため「いじめ防止基本方針」を策定した。

【本校の「いじめ防止に関する基本的な姿勢】

- ① 学校・学級内に「いじめを許さない」「見過ごさない」環境作りに学校全体で取り組む
- ② 児童の発達段階に応じた道徳観・規範意識を身につけるための教育課程の編制を図る
- ③ 学校と家庭との連携を重視し、児童の小さな変化にも気付きいじめの未然防止に努める
- ④ 学校外での人間関係の把握はPTA・地域との連携により社会全体で見守る体制を構築する
- ⑤ 児童会活動を通し児童自ら行う「いじめ防止」運動を支援し共に「元気な俣野っ子」を目指す。
- ⑥ 関係機関との適切な連携を図り、情報の共有化に努める

2. いじめ未然防止等に関する取り組み

(1) 学校・学級に「いじめを許さない」「見過ごさない」環境作りへの取り組み

「元気な俣野っ子・3ヵ条」を学校内で徹底する

第1条：「互いを認める力を出そう」（自分を大切に・分け合う・元気づける・歩み寄る・伝える・聞く）

第2条：「つらいことは周りの人に聞いてもらおう」（話す・聞く・伝える）

第3条：「先生達はしっかり見守ります」（安心した学校生活を送るための全職員の見守り）

(2) 互いの活動から「ふれあい」を尊重し温かい人間関係を築く

①校内・校外における「あいさつ」運動の推進活動

「元気に、明るく、誰とでも」をモットーに挨拶が響き合う学校づくりに取り組む

②全校で取り組む栽培活動により、生き物に対する優しさ思いやりを尊重する心を育む

「五一山」花壇を中心とする栽培活動に全校児童で取り組む

③校内研究では、各部会で目指す「子ども像」を大切に授業研究を推進する

地域の人・もの・環境・行事等における「ふれあい」を大切に教材を活かす

④「学びあい」「かかわりあう」授業・学級活動を学校内・学校外で展開する。互いを認めあう場面を設定し、互いの良さを発見する中で「学び」「かかわり」を経験させる

(3) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にし、他を思いやる心を様々な学校行事や道徳授業を通し身につけさせる。学年の枠を越え、縦の繋がりを大切にした道徳教育の充実に努める

(4) 情報モラル教育の推進

個が発信した（携帯電話・スマートフォン・を含めたインターネット上での）情報により他を傷つけることを研修等により、日々の情報モラル教育の中に積極的に取り入れていく。最新情報の周知も担当を中心に定期的研修し情報モラル教育推進に繋げる

(5) 学校と家庭との連携強化

学校・家庭の双方向の情報を共有化することは、いじめの早期発見に繋がる。お互いが話し合える・相談できる関係づくりを常に念頭に置き教育活動にあたる

3. いじめ早期発見・早期解決のための取り組み

全ての教職員が児童の様子を見守り、日頃からの児童の変化に気付く教育環境を推進する。

また、児童・保護者が常に「困ったことがあったら学校へ相談しよう」という信頼関係を大切にしたい学校づくりに努める。

本校は小規模校である。教職員の連携を大きな柱とし、報告・連絡・相談の機能を活かした校内体制の充実に努める。

(1) いじめ早期発見のための取り組み

①「学校生活アンケート」(全児童対象) 年3回実施・・・6月、10月、1月

実施後は、各クラスで状況を確認。その後学年で対応について話し合う。必要な場合は連学年での話し合いを持ち結果の分析を実施する。

②学年では、個人面談・家庭訪問等で児童の悩み・人間関係の把握を行い「元気な俣野っ子」を目指す。

③校内の支援・相談体制を確立する

児童・保護者が気軽に相談できる人・場所の校内体制に努める。

＊ 児童支援担当教諭を中心とした支援体制の活用

＊ スクールカウンセラーの活用 ＊担任・その他の職員（校長・養護を含む）への面談

＊ 相談事案の中で、校内の連携が必要な場合は

「俣野小学校生活問題対策委員会」を開催し、情報の共有・課題の洗い出し・解決策を検討する。

学期1回は、担任より各クラスの児童指導の情報を提供してもらう（児童指導会議）

④地域からも情報を提供してもらえ双方向の情報交換会を実施する

＊「おはようボランティアさんとの連絡会」(年2回)・・・情報は随時提供される

＊「児童クラブ」「こどもの家」の連絡会からの情報提供

＊ 日頃からの地域の方との会話を大切に、気付いた時に連絡が入る

(2) いじめ早期解決のための取り組み

① 教職員の気づき（担任・学年・連学年・委員会活動・クラブ活動等の場面）

事実の確認・状況把握・対策検討・・・管理職を含めた組織的体制で対応する

② 保護者の気づき（日頃から保護者にも「おかしいと思ったらすぐ連絡」の体制を話しておく
事実の確認・状況把握・対策検討・・管理職を含めた組織的体制で対応する

③ 事実が確認されたその後の対応

A、いじめを受けた児童・保護者への支援

B、いじめを行った児童・保護者への連絡・話し合い・指導助言及び支援

C、クラス児童への指導・支援（学級会活動を活かし、クラス全体の問題意識として高める）

D、いじめの当事者間に争いが生じないよう、事実関係を時系列でしっかり押さえ関係保護
者と情報を共有し解決にあたる措置を講ずる

E、犯罪行為として取り扱われる事案に関しては、教育委員会及び警察署等と連携を図り対
処する

(3) 解決後の対応

家庭との連携を重視し、学校の取り組み情報を周知させクラス全体で同じ事を繰り返さないとい
う意識を持って教育活動にあたる。

校内においては、学校全職員の多くの目を持ち変化を見逃さない体制で臨み指導に努める

4. 「俣野小学校生活問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止・いじめ早期発見および対処等に関する
措置を実効的に行うため、「俣野小学校生活問題対策委員会」を設置します。

(1) 「俣野小学校生活問題対策委員会」の構成メンバー

・校長 ・教頭 ・児童支援担当教諭 ・各学年代表 ・養護教諭 ・いじめ防止担当者

・スクールカウンセラー *検討事案・内容によっては、依頼可能な第三者の参加も検討する

(3) 活動内容

・ いじめ防止等の取り組み内容の検討・実行・修正

・ いじめに関する相談・通報への対応

・ いじめ事案への対応の検討・決定

・ いじめ事案の報告（教育委員会への調査結果報告）

(4) 会議の開催

学期に1回開催。いじめと思われる相談・報告があった場合は、緊急開催とする

5. いじめ防止のための各機関との連携

「子どもは人間として尊ばれる社会を実現することが、子どもに対する大人の責務である」
との自覚にたち、子どもの人権を尊重し、及び確保するために学校は、教育委員会を含める
各機関と連携を図ります。

* 「学校いじめ問題対策委員会」の名称を、「俣野小学校生活問題対策委員会」とする。

* この基本方針は、平成26年4月1日より適用する。平成30年4月1日改定